

約款改訂の内容について＜2025年8月1日～＞

【個人のお客さま向け】

約款種別	箇所	改定前	改定後（2025年8月1日～）
・基本サービス約款 （ガス料金との合算支払用） ・基本サービス約款 （クレジットカード払・口座払用）	第 2 条（基本サービスの加入条件等）②	当社、当社委託取引先企業（東京ガスライフバル、エネスタ及びエネフィット をいいます。以下同じ。）及び第 6 条に定める機器を製造する事業者等（以下「製造事業者」といいます。）が、基本契約の履行に必要な範囲内で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していること。	当社、当社委託取引先企業（東京ガスライフバル、エネスタ及びエネフィット （一部店舗を除く） ）をいいます。以下同じ。）及び第 6 条に定める機器を製造する事業者等（以下「製造事業者」といいます。）が、基本契約の履行に必要な範囲内で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していること。
・基本サービス約款 （ガス料金との合算支払用） ・基本サービス約款 （クレジットカード払・口座払用） ・電気エアコンオプション約款	第 7 条（修理保証）第 2 項	往訪及び修理は、1 修理（前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。）につき修理費 3 万円（税込み）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、 出張費 、技術料、 交換部品費 、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれるものとします。	往訪及び修理は、1 修理（前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。）につき修理費 3 万円（税込み）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、 出張料 、技術料、 部品費 、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれるものとします。
・水まわりオプション約款 ・電気設備オプション約款	第 7 条（修理保証）第 2 項	往訪及び修理は、1 修理（前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。）につき修理費 3 万円（税込み）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、 出張費 、技術料、交換部品・部材費（交換部品・部材は、当社又は運営会社が指定する、修理対象部位の部品・部材と同一品又は同等品とします。）、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれるものとします。	往訪及び修理は、1 修理（前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。）につき修理費 3 万円（税込み）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、 出張料 、技術料、交換部品・部材費（交換部品・部材は、当社又は運営会社が指定する、修理対象部位の部品・部材と同一品又は同等品とします。）、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれるものとします。

【賃貸オーナーさま向け】

約款種別	箇所	改定前	改定後（2025年8月1日～）
・基本サービス約款	第 2 条（基本サービスの加入条件等）第 1 項③	当社、当社委託取引先企業（東京ガスライフバル、エネスタ及びエネフィット （一部店舗を除く） ）をいいます。以下同じ。）及び第 6 条に定める機器を製造する事業者等（以下「製造事業者」といいます。）が、基本契約の履行に必要な範囲内で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していること。	当社、当社委託取引先企業（東京ガスライフバル、エネスタ及びエネフィット （一部店舗を除く） ）をいいます。以下同じ。）及び第 6 条に定める機器を製造する事業者等（以下「製造事業者」といいます。）が、基本契約の履行に必要な範囲内で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していること。
・基本サービス約款 ・電気エアコンオプション約款	第 7 条（修理保証）第 2 項	往訪及び修理は、1 修理（前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。）につき修理費 3 万円（税込み）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、 出張費 、技術料、 交換部品費 、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれるものとします。	往訪及び修理は、1 修理（前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。）につき修理費 3 万円（税込み）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、 出張料 、技術料、 部品費 、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれるものとします。
・水まわりオプション約款 ・電気設備オプション約款	第 7 条（修理保証）第 2 項	往訪及び修理は、1 修理（前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。）につき修理費 3 万円（税込み）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、 出張費 、技術料、交換部品・部材費（交換部品・部材は、当社又は運営会社が指定する、修理対象部位の部品・部材と同一品又は同等品とします。）、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれるものとします。	往訪及び修理は、1 修理（前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。）につき修理費 3 万円（税込み）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、 出張料 、技術料、交換部品・部材費（交換部品・部材は、当社又は運営会社が指定する、修理対象部位の部品・部材と同一品又は同等品とします。）、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれるものとします。